

東日本大震災・原子力災害伝承館リサーチフェロー運用に関する規程

(定義)

- 第1条 東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」という。）研究員を経験した者をリサーチフェローと呼称し、伝承館及びリサーチフェロー相互の発展に資する。
- 2 リサーチフェローを称する者は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という）との間にいかなる労働契約も存在せず、職員としての身分を有しない。

(リサーチフェローへの協力依頼)

- 第2条 リサーチフェローは、伝承館における研究や若手研究員の育成などの推進に資する観点から、次に掲げる事項について、できる限り伝承館からの協力依頼に応じるものとする。
- (1) 伝承館の研究員に対する一時的な指導・助言を行うこと。
- (2) 伝承館の調査・研究部門との共同研究に参画すること。
- (3) 伝承館の対外的な広報媒体等に名を連ねるなど、伝承館のイメージアップに関すること。

(リサーチフェローへの情報提供)

- 第3条 伝承館は、リサーチフェローの発展に資する観点から、希望に応じてメール又は郵送等により次に掲げる情報を提供する。ただし、機構情報管理規程第4条に定める秘密情報、機構情報公開規程第7条に定める不開示情報及び機構個人情報の保護に関する規程第2条に定める個人情報については、提供しない。
- (1) 伝承館が行っている研究活動の情報
- (2) 伝承館の刊行物の情報
- (3) その他館長が適当と認める情報

(謝金)

- 第4条 リサーチフェローが、伝承館が主体となって実施する用務を行うために、会議等に出席したときは謝金を支給するものとする。
- 2 前項の謝金の額は、福島県の予算基準単価表を準用し、決定する。

(旅費)

- 第5条 リサーチフェローが、伝承館が主体となって実施する用務を行うために、会議等に出席し、又は旅行したときは旅費を支給するものとする。
- 2 前項の旅費の額は、福島県旅費条例の例により支給する額に相当する額とする。

附 則

この規程は、令和7年3月28日から施行する。